資料 3

障害のあるさいたま市民の権利条例
だれもがともに地域で暮らせるさいたま市障害者条例
条例案要綱（案）

目次

前文
第一　総則
第二　障害者の権利擁護
一　障害者への差別の禁止等
二　障害者への虐待の禁止等
三　障害者に対する後見的支援
第三　障害者の地域生活の支援
第四　障害者の自立及び社会参加の支援
第五　障害者の発達の支援及び教育の充実
第六　雑則
附則

だれもが皆、その人らしく心豊かな生活をする権利を有している。だれもが、自らの決定及び選択に基づいて社会のあらゆる分野の活動に参加及び参画する権利を有している。それらの権利の主体であることは，障害のあるなしにかかわらない。

障害のある人が、地域生活において当たり前に活動し、社会参加をするに当たって、何らかの制約を受けることがあるとすれば、その人の障害のあるなしにかかわらず、憲法で保障されている基本的人権の侵害となる。

さいたま市は、全国に先駆け、国際連合で採択された障害者の権利条約が目指す、障害を理由とするいかなる種類の差別もない、人として当たり前の権利と自由を、障害のある人にもない人にも同じように認め、基本的人権の主体であって、社会の一員として、尊厳をもって、未来にわたって、安心して地域で生活できる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第一　総則

（目的）

一　この条例は、市民が、心身の障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することを保障するため、障害者の権利を擁護し、障害者の自立及び社会参加を支援するために、市として必要な措置を講ずることにより、障害者の福祉を増進するとともに、市民だれもが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、権利の主体である障害者が、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

（定義）

二　この条例において「市民」とは、市内に在住、在勤又は在学の者をいう。

２　この条例において「障害」とは、心身の機能又は身体の器官若しくは肢体及び肢体を構成するものに、欠損又は喪失等があることにより、日常生活又は社会生活を営む上で社会的な支援を必要とする状態が継続的にあるものをいう。

３　この条例において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２条に規定する身体障害、知的障害、精神障害、発達障害者支援法（平成１６年法律第１６７号）第２条第１項に規定する発達障害がある者

(2) 前項に規定する障害があるとともに、日常生活又は社会生活において活動の制限、又は参加の制約を受けている者であって、社会的な支援を必要とする状態にある者

４　この条例において「合理的配慮」とは、日常生活又は社会生活において、障害者が等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受し行使するための、必要かつ適切な措置であり、かつ、当該措置が均衡を失した又は過度な負担を課さないものをいう。

５　この条例において「差別」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 障害について正しい理解を深めることなく、又は正当な理由なく、日常生活等において知り得た障害者の氏名その他当該障害者の身上に関する事項又はその他の知り得た事項をみだりに用いて、当該障害者の日常生活又は社会生活を妨げること。

(2) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合若しくは提供するサービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の正当な理由なく、障害を理由として、医療又は福祉サービス若しくは不動産、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他障害を理由とされない場合の他者の取扱いに比べて障害者を不利に取り扱い、又は取り扱おうとすること。

(3) 労働者の募集又は採用若しくは賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の正当な理由なく、障害を理由として、その理由が適用されない場合の他者の取扱いに比べて障害者を不利に取り扱い、又は取り扱おうとすること及び合理的配慮を行わないこと。

(4) 障害のある人が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物の本質的な構造上やむを得ない場合又は本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他障害を理由とされない場合の他者の取扱いに比べて障害者を不利に取り扱い、又は取り扱おうとすること。

(5) 教育を行い、又は受けさせる場合において、障害者に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えない若しくは合理的配慮を行わない、又は障害者若しくはその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学す

る学校（同法第一条に規定する学校をいう。）を決定すること。

(6) 障害者が情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障害を理由として、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他障害を理由とされない場合の他者の取扱いに比べて障害者を不利に取り扱い、又は取り扱おうとすること。

(7) 前各号に規定するもののほか、障害者の持つ障害を理由として、その理由が適用されない場合の他者の取扱いに比べて障害者を不利に取り扱い、又は取り扱おうとすること。

６　この条例において「虐待」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 障害者にわいせつな行為をすること、障害者をしてわいせつな行為をさせること又は障害者であることを理由に、本人の意思に関わらず、特定の性行動を強制したり、生殖に関する機能を喪失させようとすること。

(3) 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与えること。

(4) 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置をすること。

(5) 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(6) 前各号の事実を知りながら、又は障害者が自らの利益や健康を明らかに損なう行為を継続的に行っていることを知りながら放置すること。

７　この条例において「養護者」とは、障害者（十八歳未満の障害者を除く。）を現に養護する者であって、事業者及び医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関（以下「各関係機関」という。）に属さないものをいう。

８　この条例において「後見的支援を要する障害者」とは、現に福祉サービス等を選択して利用することができないため、生活を営むことが困難である市内在住の障害者であって、保護者、養護者（以下、「保護者等」という。）がいない、又は養護を行うことができないものをいう。

（基本理念）

三　障害者の権利を擁護し、自立及び社会参加に対する支援に関する施策の推進は、次に掲げる事項を基本とする。

１　市民、市、事業者及び各関係機関は、障害者への差別を克服するため、障害者の権利を尊重するとともに、障害者を含むすべての市民が安心して暮らせるよう取り組むこと。

２　市民、市、事業者及び各関係機関は、障害者が市民の一員として地域に暮らし、それぞれにふさわしい役割を果たすことができるよう取り組むこと。

３　市民、市、事業者及び各関係機関は、それぞれ相互に連携し、障害に対する理解を深め、取り組むこと。

（市の責務）

四　市は、この条例の目的を達成するため、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」

という。）に基づき、障害者基本法、その他関係法令との調和を図りながら、障害者の権利を擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

（市民の責務）

五　市民、事業者及び各関係機関は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の地域で共に暮らす権利を尊重し、地域でだれもが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めなければならない。

第二　障害者の権利擁護

一　障害者への差別の禁止等

（差別の禁止）

六　何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

（障害者の権利に関する委員会）

七　前項に掲げる差別に係る事項を調査審議する、障害者の権利に関する委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

３　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　障害者

(2)　学識経験を有する者

(3)　市民代表者

(4)　事業者

(5)　関係行政機関の職員

(6)　市職員

(7)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

４　委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

５　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

７　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

８　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

９　委員長は委員会の会議を招集し、その議長となる。

10　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（障害者生活支援センター）

八　障害者の身近な地域における生活を支援し、情報提供するとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、差別その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うため、障害者生活支援センターをさいたま市区の設置等に関する条例（平成 14 年 11 月 21 日条例第 66 号）第２条に規定する区に設置する。

（障害者生活支援センターの業務）

九　障害者生活支援センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)十一に規定する申立てに関する支援に関すること。

(2)十二及び十九に規定する調査に関すること。

(3)その他、障害者の生活支援及び権利擁護に必要と認められる業務

２　市は、社会福祉法人又は医療法人等の社会福祉法（昭和２６年３月２９日法律第４５号）第４条に規定する社会福祉を目的とする事業を経営する者に対し、前項に定める業務を委託することができるものとする。

（申立て）

十一　障害者、その保護者等、市民、事業者又は各関係機関は、差別が行われた事実（以下「事案」という。）があると認めるときは、市長に対し、委員会が事案を解決するための助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。

２　前項の申立ては、その事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。

(1) 行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができる事案であって行政庁の行う処分の取消し、撤廃又は変更を求めるものであること。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から三年を経過しているものであること（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。

（事案の調査）

十二　市長は、前条第１項に定める事案に係る申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

（助言及びあっせん）

十三　市長は、十一の第１項に規定する申立てがあったときは、委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について審議を求めるものとする。

２　委員会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、当該助言又はあっせんに係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

十四　委員会は、助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、市長に対して当該差別を解消

するよう勧告することを求めることができる。
２　市長は、前項の求めがあった場合において、差別をしたと認められる者に対して、当該差別を解消するよう勧告することができる。この場合において、市長は、前項の求めを尊重しなければならない。
３　市長は、正当な理由なく十二の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告するものとする。

（勧告の公表）
十五　前条第１項に規定する勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告に従わない場合、市長は、当該勧告内容を公表することができる。
２　市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、事案の原因となる者に意見を述べる機会を与えなければならない。

二　障害者への虐待の禁止等
（虐待の禁止）
十六　何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

（体制の整備等）
十七　市は、虐待を早期に発見し、対応するため、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者からの通報を受けることができ、及び虐待に対応できる体制を整備しなくてはならない。
２　市は、市民、事業者及び各関係機関と連携し、虐待の早期発見及び被虐待者の迅速な安全確認を行うものとする。

（通報）
十八　市民、事業者、各関係機関及び事業者又は各関係機関に従事する者は、障害者に対する虐待を行ったと思われると認めるときは、速やかに、市長に通報しなければならない。
２　事業者及び各関係機関は、前項の規定による通報をした者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

（立入調査）
十九　市長は、虐待により、障害者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
２　障害者の保護者等、事業者及び各関係機関は、前項の規定による調査及び質問に協力しなければならない。

（通報を受けた場合の措置）

二十　市長は、虐待された障害者及びその保護者等の相談を受け、必要に応じ、助言及び指導を行うものとする。

２　市長は、十八第１項の通報を受けたとき、当該通報に係る障害者の虐待の防止及び当該障害者の保護を図るため、社会福祉法、障害者自立支援法その他関係法令の規定による権限を適切に行使するものとする。

（虐待防止の取組状況の公表）

二十一　市長は、毎年度、虐待の件数、虐待の状況及び虐待があった場合に講じた措置の内容を公表するものとする。

三　障害者に対する後見的支援

（後見的支援）

二十二　市が実施する後見的支援を要する障害者に対する支援施策は、次に掲げる事項とする。

(1) 社会福祉法第２条第３項１２号に規定する福祉サービス利用援助事業を利用する障害者に対し、必要な支援を行うこと。

(2) 民法（明治２９年法律第８９号）の規定による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求を行うために必要な支援を行うこと。

(3) 成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）に選任された者であって、かつ、別に規則で定めるものに係る成年後見人等に対する報酬に関し、必要な支援を行うこと。

(4)前号に掲げるもののほか、後見的支援を要する障害者に必要な支援を行うこと。

（人材の育成）

二十三　市は、後見的支援を行う人材の育成を行うものとする。

第三　障害者の地域生活の支援

（地域自立支援協議会）

二十四　地域自立支援協議会（以下「支援協議会」）を設置し、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 障害者が安心して地域で生活できるよう、社会資源の開発及び施策に係る課題の解決に向けた検討を行うとともに、支援のための連携に向けた協議を行うこと。

(2) 障害者の地域生活を支援するための処遇の方策を研究し、さいたま市福祉事務所設置条例（平成 13 年 5 月 1 日条例第 168 号）第 2 条に規定する福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）及び障害者自立支援法第３７条に規定する指定相談支援事業所及び同法第７７条に規定する地域生活支援事業を行う相談支援事業者（以下「相談支援事業者等」という。）に必要な助言を行うこと。

(3) 支援協議会で明らかになった施策課題等について、毎年度、さいたま市障害者施策推進協議会条例（平成 15 年 3 月 14 日条例第 17 号）に規定する障害者施策推進協議会

（以下「推進協議会」という。）に報告を行うこと。
２　支援協議会は、委員 12 人以内をもって組織する。
３　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
(1) 相談支援事業者
(2) 障害福祉サービス事業者
(3) 保健・医療関係者
(4) 教育・就労支援関係者
(5) 障害者団体
(6) 学識経験者
(7) 関係行政機関
(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
４　委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
５　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
６　支援協議会に会長を置き、委員の互選により定める。
７　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
８　会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
９　支援協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（地域生活の総合的な支援）
二十五　市は、障害者が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、日常生活や社会生活を送る上での課題や障害の特性を理解し、当該障害者の様々な福祉サービス及び社会資源の活用、本人の自立の助長並びにその家族の負担の軽減のための総合的な支援を行うよう努めなければならない。
２　障害者自立支援法第３６条に規定する指定障害福祉サービス事業所、同法第７７条に規定する地域生活支援事業を行う事業者及び社会福祉法第４条に規定する社会福祉を目的とする事業を経営する者は、サービスの提供に当たっては、事業者及び各関係機関と緊密な連携を保ち、福祉サービスの質の向上並びに障害者及びその家族が必要とする福祉サービスの実施に努めなければならない。
３　市並びに相談支援事業者等は、相談支援等の実施に当たっては、専門技術及び職業倫理の向上並びに障害者及びその家族が必要とする福祉サービスの把握及び充実に努めるとともに、各関係機関及び事業者等と密接な連携を図り、支援体制の総合的な調整を行わなければならない。

（障害者の住まいの確保）
二十六　市は、障害者が自ら選択した地域で生活することができるよう、各関係機関との連携の下、障害者の居住する場所の確保並びに居住の継続のために必要な施策を講じるよう努めなければならない。
２　事業者は、障害者又は障害者と同居する者と不動産の取引を行う場合において、その障害の特性を理解し、福祉事務所及び相談支援事業者等と連携し、障害者が地域で暮ら

していくために必要な居住する場所の確保に努めるものとする。

（情報伝達及び意思疎通が困難な障害者に対する配慮等）

二十七　市が催し物を開催するとき並びに情報の提供及び通信を行うときは、意思疎通が困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、必要な配慮を行うよう努めなければならない。

２　市は、双方向の情報伝達及び意思疎通が困難な障害者に対し、情報通信技術の活用を含む、必要な支援を行うよう努めなければならない。

３　市は、災害発生時その他の緊急時に、速やかに障害者と連絡が取れるようにするための調査を行い、それぞれの障害の特性を理解し、災害発生時その他の緊急時に必要な支援を行わなければならない。

４　事業者は、地域で暮らすために必要なサービスを提供するに当たり、双方向の情報伝達及び意思疎通が困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、必要な配慮を行うよう努めるものとする。

第四　障害者の自立及び社会参加の支援

（障害者の就労支援）

二十八　市は、障害者が就労により自立した生活がおくれるよう、事業者、各関係機関及び指定障害福祉サービス事業所と連携及び協力の下、障害者が必要とする就労に係る相談支援体制を整備し、障害者の生活面を含め一体的かつ継続的に支援を行わなければならない。

２　事業者は、障害の特性を理解し、障害者に対し、雇用の機会を広げるとともに、就労の定着を図るため、合理的配慮を行うよう努めるものとする。

（障害者の社会参加の支援）

二十九　市は、障害者の移動の支援に当たっては、個人を尊重するとともに、障害者が地域で暮らしていく上での課題及びそれぞれの障害の特性を理解し、すべての市民、市、事業者及び各関係機関の協力の下、障害者の活動範囲の拡大に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

２　市は、道路、建物その他の施設の整備及び管理に当たっては、利用する障害者の障害の特性を十分に理解し、必要な配慮が行われるよう努めなければならない。

３　事業者は、障害者が建物その他の施設又は公共交通機関を利用するとき、その障害の特性を理解し、必要な配慮を行うよう努めるものとする。

第五　障害者の発達の支援及び教育の充実

（切れ目のない支援の実施）

三十　市は、障害者の乳幼児期から生涯を通じて一貫した切れ目のない支援を確保するための措置を講じるよう努めなければならない。

２　市は、個々の障害者が必要とする保育及び支援の内容を把握し、各関係機関との連携

のもと、必要とする支援を確保するための措置を講じるよう努めなくてはならない。

（障害者に対する包括的な教育の実施）

三十一　市及び学校教育法（昭和２２年３月３１日法律第２６号）に規定する学校（以下、学校という）は、個々の障害者が必要とする教育の内容及び支援の内容に沿った包括的な教育を行わなければならない。

２　市及び学校は、各関係機関との連携の下、障害者が属する地域の学校において、個々の障害者が必要とする教育の内容に即した学校を選択できるようにするための措置を講じるとともに、その学校において教育を受けるために必要な合理的配慮を行うよう努めなければならない。

３　市は、教職員に対し障害者に対する理解を深めるための措置を講ずるとともに、特別支援教育における教職員の専門性の向上を図らなくてはならない。

４　市及び学校は、学校教育及び社会教育その他の生涯学習の場において、障害者に関する理解の促進が図られるよう必要な措置を講じなくてはならない。

第六　雑則

（計画及び進行管理）

三十二　市長は、この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため計画を策定するとともに、毎年度、推進協議会にこの条例に基づく施策の実施の状況を報告しなければならない。

２　推進協議会は、前項の報告に対して提言を行う。

（障害者施策推進本部）

三十三　市の障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者施策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

２　推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

３　本部長は市長を、副本部長は保健福祉局長を、本部員はさいたま市事務分掌条例（平成 14 年さいたま市条例第 74 号）第１条の規定に基づき設置された局等の長とする。

（市民会議）

三十四　障害者に関する施策の課題について障害者を含む市民が相互に意見交換を行う、障害に関する市民会議（以下、「市民会議」という。）を設置する。

２　市長は、市民会議で交換された意見を、推進協議会に報告しなければならない。

（表彰）

三十五　市長は、障害者に対する理解を広げることについて市民の模範となる行為をしたと認められるものを表彰することができる。

２　市長は、前項の表彰をするに当たっては、あらかじめ推進協議会及び委員会の意見を聴かなければならない。

３　推進協議会及び委員会の委員は、第１項の行為をしたと認められるものを同項の表彰をする候補者として市長に推薦することができる。
４　市長は、第１項の表彰をしたときは、その旨を公表するものとする。

（委任）
三十六　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成２３年　月　日から施行する。
（検討）
２　市は、この条例の施行後５年を目途として、この条例の施行の状況及び障害者に係る法制度の動向を勘案し、推進協議会の提言をもとにこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。